

平成22年11月18日

自由民主党

政務調査会厚生労働部会長 田村 憲久 様

組織本部厚生関係団体委員長 福岡 資磨 様

一般社団法人

日本介護支援専門員協会

会 長 木 村 隆 次

平成23年度 税制改正・予算にあたっての要望

日頃より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険制度がスタートして以来、介護支援専門員は、制度の理念である高齢者の自立支援・尊厳の保持を図り、その人の実現したい生活を支えるため、ケアマネジメントの徹底を推進してきました。この日本にケアマネジメントを確立することが当協会の使命です。

ケアマネジメントは、様々な専門領域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて具体的達成目標を定め、計画的にチームでアプローチする方法です。

介護支援専門員を中心に多職種協働でケアマネジメントのプロセスを実践することにより、必要な人に必要なサービスを過不足なく提供することが可能となり、利用者・介護者の負担軽減や望む暮らしの実現に寄与するものであります。

国民の皆様が安心して暮らせる日本をつくるために、介護支援専門員は質の向上を図り、介護保険制度の要としての責務を十分果たしていく所存です。

つきましては、国民の皆様になお一層の貢献ができるよう、別紙の通り税制面の改正および予算措置を要望いたします。

格別のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1 . 平成23年度税制改正に関する要望事項

1 . 居宅介護支援費に対する法人税等の取扱い

【種別】

介護分野

【要望税目】

法人税、事業税

【要望内容の詳細】

介護報酬の居宅介護支援費に係る法人税等の非課税措置（特別措置）の創設

【措置を必要とする期間】

介護保険給付として位置づけられる間

【要望理由】

介護保険法の下、指定居宅介護支援事業者は、利用者の自立支援・尊厳の保持、ならびに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立な居宅介護支援を提供しています。その公益性と種々の制約を勘案し、良質な居宅介護支援を今後も維持・継続できるよう、居宅介護支援費による所得に関しては法人税等の非課税措置を創設されるよう要望いたします。

【期待される効果】

指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがなく、公正中立な居宅介護支援が提供され、介護保険給付の適正化に寄与。

2．指定研修実施機関に対する法人税等の取扱い

【種別】

介護分野

【要望税目】

法人税、事業税、消費税

【関係法令の条項】

介護保険法第69 条の33

【要望内容の詳細】

介護支援専門員資質向上事業に位置づけられる各種研修（現任研修、資格更新研修などの生涯学習研修）の指定・受託実施機関（一般社団法人 日本介護支援専門員協会都道府県支部等）が研修を実施することによって得る所得に対する法人税等の非課税措置（特別措置）の創設。

【措置を必要とする期間】

介護支援専門員の資格更新制度が継続される間

【要望理由】

平成18 年 4 月の介護保険法改正において、介護支援専門員の資格更新制・研修受講が義務付けられました。また、平成18 年 6 月に厚生労働省より「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」が都道府県に通知されました。この事業に関する研修を公益事業とみなし、指定および委託を受けた研修実施機関（日本介護支援専門員協会都道府県支部等）が、現任・更新研修を実施することによって得る所得については、法人税等の非課税としての取扱いを要望いたします。

【期待される効果】

介護保険法第69 条の33 に定められた指定研修実施機関および都道府県知事から委託を受けた実施機関は、これらにもとづいて介護支援専門員の資質向上のために研修を実施しています。このことにより利用者本位、自立支援、公正中立等の理念が徹底され、その専門性の向上を図ることによる、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現と介護保険給付の適正化に寄与。

2．平成23年度予算に関する要望事項

1．介護従事者である介護支援専門員の資質向上、負担軽減としてお願いしたいこと

介護支援専門員が利用者支援を続けながら質の高い更新・現任研修等受講できるように、研修費用負担の軽減とe-learningシステム導入などの予算措置をお願いします。

【要望理由】

介護支援専門員はその職務の重要性から、介護・医療・福祉の制度では他の免許資格にはない資格更新制度が設けられています。5年に1回更新研修を、また、その間にも現任研修を受講することなどが義務づけられています。しかし、研修費用が原則本人負担となる場合が多いこと、また、都市部では会場借り上げ費等が高額になり基準額を大幅に上回ることや、都道府県の予算確保が困難なことから、国の補助制度がうまく活用できないため、受講費用もさらに高額になるという悪循環となっています。このため、地域情勢にあわせた研修補助制度の創設をお願いいたします。また、研修受講について、地域によっては研修を1日受講するために前泊後泊して都合3日間費やさなければならない地域もあり、また、交通至便な地域でも研修受講のために業務の休業を余儀なくされるなど、研修の重要性は理解しつつも大きな負担となっています。このため、自宅や職場で研修受講が可能となるようe-learningシステム導入などの予算措置をお願いいたします。

2．介護支援専門員の処遇改善に関してお願いしたいこと

介護職員処遇改善交付金の支給対象に介護支援専門員を加えていただきたいことと、それに関する予算措置をお願いいたします。

【要望理由】

介護支援専門員の給与等に関して各種統計はとられておりますが、その処遇はいまだ十分とは言えない状況にあり、地域によっては雇用が確保しにくい状況にあると聞き及んでおります。このため、介護職員処遇改善交付金の支給対象に介護支援専門員を加えていただきますようお願いいたします。